

補助対象経費及び補助対象外経費

事業区分	項目	補助対象経費	補助対象外経費
人づくり活動支援事業	旅費	研修先への往復に要する旅費で、以下により算出した額を参考とし、算出した額とし、宿泊料は、津別町職員等の旅費に関する条例と見積額と比べて低い金額を補助対象とする。 ・航空費、船賃、鉄道賃に等級がある場合は、最下級の運賃とする。	左記のうち、旅券(パスポート)交付手数料、支度料、日当、食糧費、研修地における移動に係る経費(駅から宿泊所又は研修先間の移動等)
	研修受講経費	教材費、資料代等研修の受講に要する経費	資格・免許取得等に伴う検定料及び手数料並びにそれらに相当する経費
まちづくり活動支援事業	報償費	当該活動に係る外部からの講師謝礼	左記以外の報償費(司会者謝礼を含む。)
	旅費	当該活動に係る講師等招聘旅費	左記以外の旅費
	需用費	当該活動に係る消耗品費(教材費含む。)、印刷製本費(写真代、看板・横断幕等作成費を含む。)、燃料費、光熱水費、賄材料費	左記以外の消耗品費(事務用品、印鑑、図書等)、燃料費、光熱水費
	食糧費		飲食費
	役務費	当該活動に係る郵送料、通信料、保険料、筆耕料、通訳料	左記以外の郵送料、通信料、手数料、広告料
	委託料		委託料全般
	使用料賃借料	当該活動に係る会場使用料、コピー使用料、機材借上料、バス借上料、施設入場料	左記以外の使用料、賃借料(タクシー・ハイヤー使用料、事務所借上料)
	備品購入費		備品購入費
その他	その他事業の実施に要する経費(補助対象外経費を含む。)で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの	領収書等により支払が明確でない経費	